

大阪市家庭系ごみ収集輸送事業民間化に係る制度設計 支援業務の委託について（仕様書抜粋）

1 業務目的

今後、方針（案）に従い、新会社を設立し安定的に事業を実施すると共に、現業職員の移管を円滑に進めるためには、会計、財務、税務や人事労務管理等の高度な専門的知識を基に検討を進めていく必要がある。

そこで今後の本市事業計画等を考慮した新会社設立主体の公募要件の設定、新会社の財務シミュレーション、事業の民間化及び職員移管に関して具体的スケジュール・制度設計を行うために、高度な専門的知識に基づき、調査・報告を実施し、具体的・適切なアドバイスを提供することを目的とする。

2 業務内容

家庭系ごみ収集輸送事業民間化に係る制度設計に関する次の事業を実施すること

（1）民間事業者の参入促進支援方策の提案

ア 新会社の設立主体となる事業者への参入促進に関すること

（2）新会社設立主体となる事業者への公募要件等策定支援

ア スケジュール作成（事業の民間化まで）に関すること

イ 新会社の制度設計に関すること

ウ 新会社への業務委託料算出に関すること（税務も含む）

エ 新会社の財務シミュレーション（5年以上）作成に関すること（税務も含む）

オ 市有資産（環境事業センター、車両等）の調査・整理及び有効活用に関すること（所有権移転の場合には適正価格及びその算出方法、使用権設定の場合には適正使用料及びその算出方法）

カ 市民サービスの維持に関すること

キ リスク管理に関すること

（3）職員移管に関する支援

ア 職員移管スキームの策定に関すること（人事労務管理を含む）

（4）全体調整

別途本市の指示する優先順位に従い上記（1）～（3）の検討を進め、各種設計・検討内容に対する整合性の確認並びに必要となる手続きに関する全体調整を行い、本業務の目的達成のために必要な作業を実施する。

なお、業務開始時と終了時、並びに契約期間中は概ね月2回以上（1回当たり2時間以上且つ1名以上、PT会議等へ出席した場合は回数に含む）の頻度で本市と打合せを行う。

打合せにおいて、本市から本事業の制度設計に関する事項の報告・資料作成を求められたときは、書面により速やかに提出すること。

また、検討結果中間報告書の提出日から契約期限日までの打合せについては、主に民間化に係る制度設計についての相談・支援業務を行うものとする。

(5) 検討結果報告書の作成

ア 中間報告書の作成（期限：平成 25 年 9 月末）

上記（1）～（3）までの業務結果を整理し、「大阪市家庭系ごみ収集輸送事業民間化に係る制度設計検討結果中間報告書」の作成を行う。

イ 最終報告書の作成（期限：平成 26 年 1 月末）

中間報告書の内容に加え、上記（4）の業務結果及び中間報告書提出以降に検討を行ったすべての事項を整理し、「大阪市家庭系ごみ収集輸送事業民間化に係る制度設計検討結果最終報告書」の作成を行う。

3 委託期間

契約日から平成 26 年 3 月 31 日まで

4 成果物

(1) 大阪市家庭系ごみ収集輸送事業民間化に係る制度設計検討結果中間報告書

作成部数：書面 15 部、電子データ（CD-ROM）2 部

提出期限：平成 25 年 9 月末日

(2) 大阪市家庭系ごみ収集輸送事業民間化に係る制度設計検討結果最終報告書

作成部数：書面 15 部、電子データ（CD-ROM）2 部

提出期限：平成 26 年 1 月末日

受注者は、本業務の完了後において成果物等に不備等が発見された場合、速やかにこれを訂正すること。なお、訂正に要する費用は受注者の負担とする。